

<インボイス制度> 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

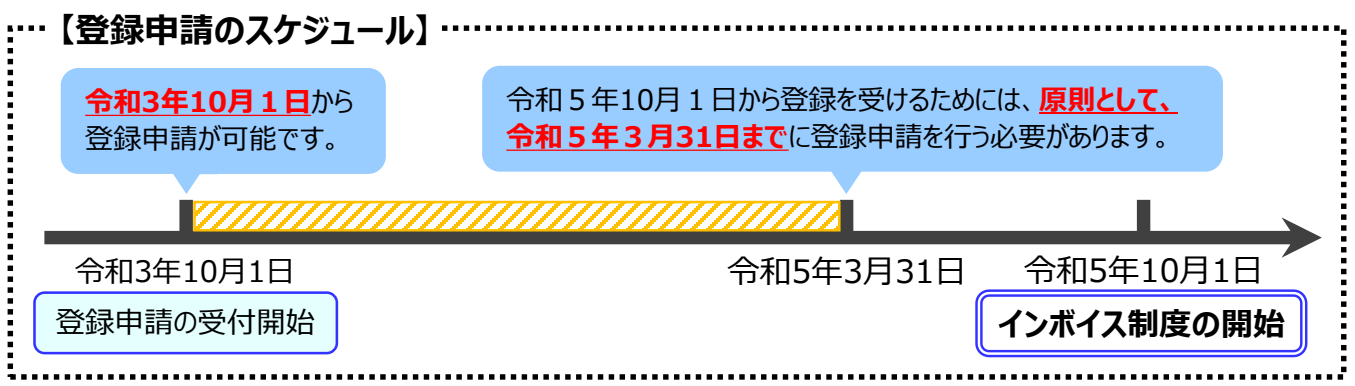
制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(*)が開始されます。
制度開始後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

(※) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。



インボイス制度
特設サイト



e-Taxによる登録申請手続

<事前準備>



e-Taxの利用には、電子証明書（マイナンバーカードなど）が必要となりますので、事前に取得をお願いします（マイナンバーカード以外の電子証明書でe-Taxの利用が可能なものは、e-Taxホームページの「[電子証明書の取得](#)」をご覧ください。）。



マイナンバーカード
の取得申請



<登録申請手続>

電子証明書取得後に登録申請データの作成・送信を行います。
登録申請データの作成・送信は、国税庁が提供している以下のソフトウェアで行うことができます。

ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版) 	e-Taxソフト(SP版) 	e-Taxソフト 
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式（画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ）		帳票形式（書面と同様）
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ(注)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

(注) 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)又はe-Taxソフトをご利用ください。



e-Taxソフト(SP版)を利用する場合の手順の概要 (個人事業者対象)

手順①

e-Taxソフト
(SP版)を開く

手順②

利用者識別番号
の取得・登録

手順③

登録申請データ
の作成

手順④

登録申請データ
の送信

手順⑤

受信通知
の確認

「インボイス制度特設サイト」画面

「ログイン」画面

手順① e-Taxソフト(SP版)を開く

国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」から「[e-Taxソフト\(SP版\)](#)」を開き、「マイナンバーカードによるログイン」を実施してください。

(注) マイナンバーカードの読み取りに当たってマイナポータルダウンロードが必要です。
(画面の案内に従うことでインストールできます。)

「必要項目入力」画面

「利用者識別番号通知」画面

手順② 利用者識別番号の取得・登録

【利用者識別番号を取得していない場合】

画面の案内に従い、必要項目を入力し、「利用者識別番号」を取得してください。

【利用者識別番号を取得済の場合】

初めてログインされる方は、画面の案内に従い、「利用者識別番号」の登録が必要です。

(注) 手順②が不要となる場合

マイナンバーカードに利用者識別番号が登録されている場合、この画面は表示されません。

「申請内容の入力」画面①

「申請内容の入力」画面②

手順③-1 登録申請データの作成 (申請内容の入力)

「マイナンバーカードによるログイン」後、登録申請手続を選択することで、入力が必要な項目が順番に表示されます。表示された項目を入力(「はい」、「いいえ」の選択など)してください。

「はい」「いいえ」が
選択肢として表示

e-Taxソフト(SP版)を利用する場合の手順の概要（個人事業者対象）

「登録通知の受取方法の選択」画面

戻る	申請書の作成	メニュー
税務署による審査を経て、登録がされた場合、登録通知書により登録番号などの通知が行われます。 登録通知書は紛失防止等の観点からe-Tax（電子データ）で受け取ることをお勧めしております（受け取った登録通知書の電子データを印刷することも可能です）。 なお、e-Taxで受け取った登録通知書を確認する際に、マイナンバーカード等の電子認証は不要です。 e-Taxで受け取ることを希望しますか。? ☒ 希望する ☐		

手順③-2 登録申請データの作成

（登録通知の受取方法の選択）

税務署から通知される「登録通知」の受取方法の選択画面が表示されます。

e-Tax（電子データ）で受け取ることを希望する場合、「希望する」を選択してください。

e-Tax（電子データ）で受け取ることをお勧めします！

税務署における登録後、すぐに登録通知を受け取ることができるほか、申請者の「通知書等一覧」内にデータ保存されるため、いつでも確認することができます。

「公表申出データ入力」画面①

「主たる屋号」画面
「主たる屋号」を入力してください。 入力した「主たる屋号」が国税庁ホームページで公表されます。 ■主たる屋号（フリガナ）（全角カタカナ500文字以内） コクゼイショウテン ■主たる屋号【公表項目】（全角200文字以内） 国税商店 ※複数の屋号がある場合は任意の一つについて公表することが可能です。

「公表申出データ入力」画面②

「主たる事務所の所在地等」画面
「主たる事務所の所在地等」を入力してください。 入力した「主たる事務所の所在地等」が国税庁ホームページで公表されます。 ■主たる事務所の所在地等（フリガナ）（全角カタカナ500文字以内） トウキョウトチュウオウクツキジ 5 - ■主たる事務所の所在地等【公表項目】（全角300文字以内） 東京都中央区築地 5 - 3 - 1

（手順③参考）屋号などの公表を希望する場合

「個人事業者」が「主たる屋号」や「主たる事務所の所在地等」などの公表を希望される場合に提出が必要となる公表申出データについても、登録申請データと同時に作成・送信することができます。

<個人事業者の公表事項>

この申出を行わない場合、「氏名」、「登録番号」及び「登録年月日」のみの公表となります。

「主たる屋号」などを公表することをお勧めします！

適格請求書（インボイス）を受け取った取引先の方などが公表サイトを利用した際に確認しやすくなります。

「電子署名の付与」画面

戻る	送信	メニュー												
以下の手続を受付システムへ送信します。 入力内容 <table border="1"><tr><td>手続名称</td><td>適格請求書発行事業者の登録申請（国内事業者用）（令和3年10月1日～令和5年9月30日）</td></tr><tr><td>氏名又は名称</td><td>国税太郎</td></tr><tr><td>適格請求書発行事業者の登録名称</td><td>国税 太郎</td></tr><tr><td>個人番号又は法人番号</td><td>入力不要</td></tr><tr><td>提出先税務署等</td><td>麹町税務署</td></tr><tr><td>提出年月日</td><td>令和3年10月1日</td></tr></table> 電子署名 電子署名とは 電子署名件数 0件 <input checked="" type="button" value="電子署名の付与"/> 電子署名の削除			手続名称	適格請求書発行事業者の登録申請（国内事業者用）（令和3年10月1日～令和5年9月30日）	氏名又は名称	国税太郎	適格請求書発行事業者の登録名称	国税 太郎	個人番号又は法人番号	入力不要	提出先税務署等	麹町税務署	提出年月日	令和3年10月1日
手続名称	適格請求書発行事業者の登録申請（国内事業者用）（令和3年10月1日～令和5年9月30日）													
氏名又は名称	国税太郎													
適格請求書発行事業者の登録名称	国税 太郎													
個人番号又は法人番号	入力不要													
提出先税務署等	麹町税務署													
提出年月日	令和3年10月1日													

「送信」画面

戻る	送信	メニュー				
以下の手続を受付システムへ送信します。 入力内容 <table border="1"><tr><td>手続名称</td><td>適格請求書発行事業者の登録申請（国内事業者用）（令和3年10月1日～令和5年9月30日）</td></tr><tr><td>氏名又は名称</td><td>国税太郎</td></tr></table> 電子署名 電子署名とは 電子署名件数 1件 <input checked="" type="button" value="電子署名の付与"/> 電子署名の削除 内容をご確認の上、送信ボタンをクリックしてください。 <input checked="" type="button" value="送信"/>			手続名称	適格請求書発行事業者の登録申請（国内事業者用）（令和3年10月1日～令和5年9月30日）	氏名又は名称	国税太郎
手続名称	適格請求書発行事業者の登録申請（国内事業者用）（令和3年10月1日～令和5年9月30日）					
氏名又は名称	国税太郎					

手順④ 登録申請データの送信

登録申請データの作成が完了すると、電子署名の付与画面に遷移しますので、電子署名を行い、送信してください。

（参考）「電子署名」とは

作成された電子データが本人により作成され、改ざんされていないことを証明するために利用するもので、マイナンバーカードに格納された電子証明書をスマートフォンで読み取ることで行います。

「受信通知」画面

戻る	受信通知	メニュー												
送信されたデータを受け付けました。 なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。 <table border="1"><tr><td>提出先</td><td>麹町税務署</td></tr><tr><td>利用者識別番号</td><td>9999888877776666</td></tr><tr><td>氏名又は名称</td><td>国税太郎</td></tr><tr><td>受付番号</td><td>20211001235959140948</td></tr><tr><td>受付日時</td><td>2021/10/01 23:59:59</td></tr><tr><td>種目</td><td>適格請求書発行事業者の登録申請（国内事業者用）（令和3年10月1日～令和</td></tr></table>			提出先	麹町税務署	利用者識別番号	9999888877776666	氏名又は名称	国税太郎	受付番号	20211001235959140948	受付日時	2021/10/01 23:59:59	種目	適格請求書発行事業者の登録申請（国内事業者用）（令和3年10月1日～令和
提出先	麹町税務署													
利用者識別番号	9999888877776666													
氏名又は名称	国税太郎													
受付番号	20211001235959140948													
受付日時	2021/10/01 23:59:59													
種目	適格請求書発行事業者の登録申請（国内事業者用）（令和3年10月1日～令和													

手順⑤ 受信通知の確認

登録申請データの送信後、画面の案内に従い「受信通知」が確認できれば、e-Taxを利用した登録申請データの作成・送信は完了です。

（参考）「登録通知」の受領

e-Tax（電子データ）で受け取ることを希望した場合、登録完了後、所轄税務署から「登録通知」が送信されます（登録には一定の期間を要します。）。

e-Taxソフト(SP版)及びe-Taxソフト(WEB版)の操作方法の詳細

操作方法の詳細は、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」に掲載している以下のマニュアルをご覧ください。

- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル（e-Taxソフト\(SP版\)ver.）](#)
- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル（e-Taxソフト\(WEB版\)ver.）](#)

インボイス制度
特設サイト



登録申請手続は全てe-Taxで完結できます！！

<事業者>



① 登録申請データをe-Taxで送信（登録通知もe-Taxで受け取ることを希望）

登録通知データの格納を
メール(注)でお知らせ



② 税務署における処理後、登録通知データ
を送信（通知書等一覧に格納）

③ 登録通知データの確認

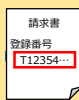
④ 登録通知データを送信

<取引先>



受け取った登録通知データの
真正性の確認をすることも可能
（e-Taxソフト等を利用）

<インボイス制度導入後>



受け取った適格請求書（インボイス）
に記載された登録番号が有効かどうか
「[公表サイト](#)」で確認可能

<税務署>



〔公表情報〕

適格請求書
発行事業者
公表サイト

(注) 事前にメールアドレスの登録を行った方にお知らせします。

お問い合わせについて

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ>

○ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

電話番号 0570-01-5901

(ナビダイヤル (有料))

【受付時間】 9:00~17:00

(土日祝及び年末年始を除く。)

※ 1 ご利用の電話機によっては、上記ナビダイヤルにつながらない場合がありますので、その場合は、03-5638-5171をご利用ください。

※ 2 最新の情報は、e-Taxホームページの「[ヘルプデスクへのお問い合わせ](#)」をご確認ください。



<マイナポータルAPに関するお問い合わせ>

○ マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号 0120-95-0178

(無料)

【受付時間】 (平 日) 9:30~20:00

(土日祝) 9:30~17:30

〔年末年始
を除く。〕

<インボイス制度に関する一般的なご質問などのお問い合わせ>

○ 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

電話番号 0120-205-553

(無料)

【受付時間】 9:00~17:00

(土日祝及び年末年始を除く。)